洗浄施設の類型分けについて

1.業分類での類型分けの適否について

論点:業種ごと(取扱製品ごと)に類型分けを行うべきか、否か。

類型分けの方法(案)	メリット	デメリット
案1:		
業種ごと(取扱製品	・各業種の状況を反映させる場	・洗浄という同一の行為を行うほぼ
ごと)に類型分けを行	合には有効	同一施設を区別して扱うこととな
う		り合理的でない
		・同一の施設で多様な製品の洗浄
		を行う場合があり、あらかじめ業
		種を特定することは困難
		・業種間の公平性を判断すること
		は困難
案2:		
業種ごと(取扱製品	・洗浄という同一の行為に対し	・各業種の状況を反映させること
ごと)に類型分けを行	同一の取扱いができる	が必要な場合は困難
わない	・現行の大気汚染防止法にお	
	いても同様の取扱いがなされ	
	ている(例:.ボイラー、廃棄物	
	焼却炉、ディーゼル機関)	

2. 施設の形態別の類型分けの方法について

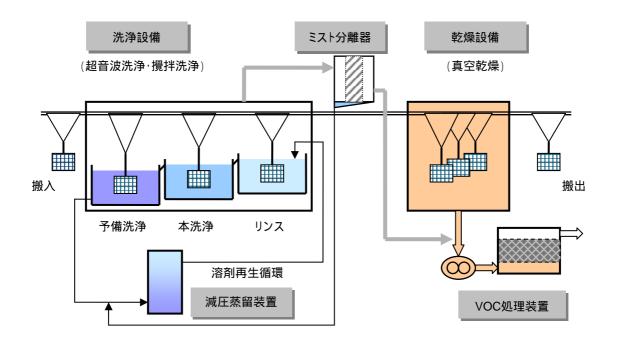
論点: VOC排出の特性の違いを踏まえ、施設の形態別の類型分けを行うことが必要と考えられるが、どのような形態別に類型分けを行うことが適切か。

施設の形態別の類型分けの例	製品別の事例
乾燥施設	電気機械器具 ・・・・・
	圧延後の鋼板・・・・・
Number steen	高年₩±000
洗浄施設 	電気機械器具・・・・・
(乾燥施設が一体となっているものを含む)	電気メッキ・・・・・
	圧延後の鋼板・・・・・
	自動車部品・・・・・・

[参考] 各工程の例 (第2回小委員会資料より抜粋)

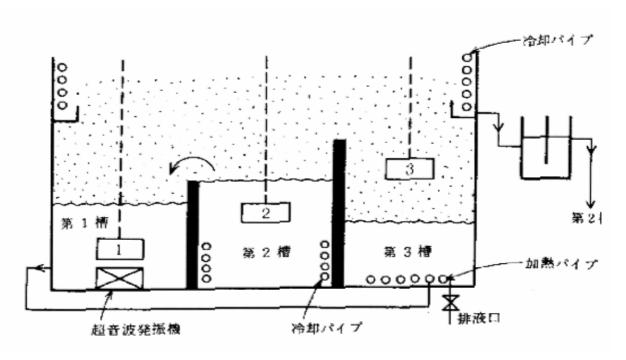
[洗浄及び乾燥工程の例]

電気機械器具



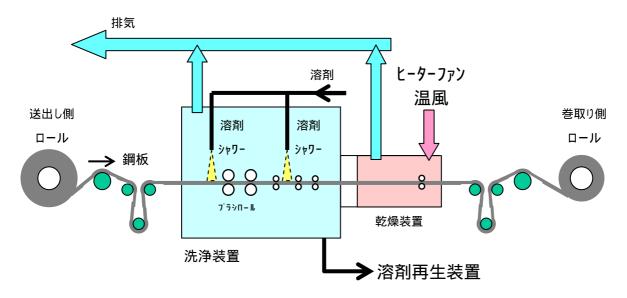
(関委員発表資料)

電気メッキ



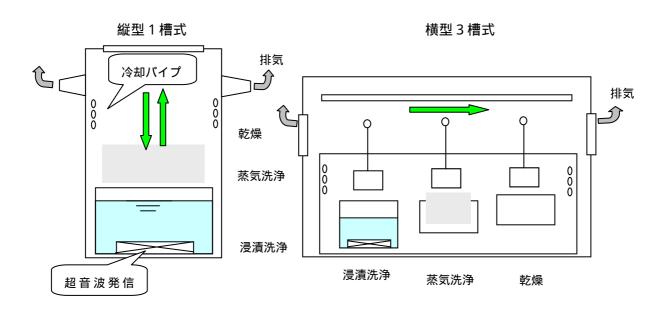
(武田委員発表資料)

圧延後の鋼板



(橋本委員発表資料)

自動車部品



(林委員発表資料)